

工事請負契約等の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事（工事関連業務及びその他の業務委託及び物品の製造を除く。以下「工事」という。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金入り設計書 許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。）を定めるために作成した設計書で金額及び数量が記載されたものをいう。
- (2) 金抜き設計書 前号の設計書において金額が記載されていないもので、公告された設計書をいう。
- (3) 積算疑義 金入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。
- (4) 設計図書等 入札公告から入札の締め切りまでに公表した参考数量書（金抜き設計書）、図面、仕様書、現場説明書及びそれらに対する質疑回答書をいう。
- (5) 入札参加者 積算疑義の対象となる入札に応札した者をいう。

(対象)

第3条 積算疑義申立ての対象となる入札は、浜松市一般競争入札要領第2条に規定する一般競争入札（総合評価落札方式及び落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）のうち、別に定めたものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項による入札において、開札後、保留通知を送信する全ての応札者を疑義申立て対象者とする。

(申立て手続き)

第4条 入札参加者は、積算疑義があるときは開札日の午後1時から、これを申立てることができる。

2 前項に規定する申立ては、開札日の翌日午後3時までの期間に積算疑義申立書（第1号様式）を調達課長に直接提出することにより行わなければならない。

3 前項に規定する申立て期間を経過した疑義は受け付けないものとする。

4 入札参加者は、第1項に規定する申立てを行うにあたり、開札日の午後1時から第2項に定める期間までの間に金入り設計書を閲覧することができる。ただし、浜松市情報公開条例（平成13年3月26日条例第32号。以下「情報公開条例」という。）に掲げる非開示情報に該当する部分については非開示とするよう指定することができる。

- 5 前3項に規定する期日及び期間について、発注者が別途指定した場合は、これによるものとする。
- 6 第4項に規定する閲覧を行うには、金入り設計書閲覧請求書（第2号様式）を調達課長に提出しなければならない。
- 7 第2項に規定する期間の末日が、浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。
(確認結果等の報告)

第5条 工事担当課長は、積算疑義の申立てがあったときは、積算内容の確認結果を積算疑義申立て期間終了日の翌日午後5時までに、調達課他関係各課へ報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに報告することが困難である場合は、その理由及び確認完了予定日時を調達課長に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する日が、浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。
(申立て結果の取扱い)

第6条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがない場合は、当該入札事務を続行する。
- (2) 積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止し、それ以外のときは入札事務を続行する。

(申立ての回答)

第7条 調達課長は、当該入札に係る落札者候補者の決定又は入札中止の決定前までに、積算疑義申立てにかかる確認結果報告書（第3号様式）により、当該申立者に対して回答を行うものとする。

(公表)

第8条 調達課長は前条の回答に基づき、積算疑義申立てにかかる確認結果を浜松市ホームページに掲示する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行日以降に公告する入札から適用する。